

資料

ライン同盟規約（1806年7月12日）全文試訳

屋敷二郎訳

[解題]

ライン同盟規約は、本号掲載の拙訳ゲルハルト・シュック「ライン同盟規約と近代ドイツ立憲主義の端緒」で述べられているように、従来、ナポレオンの圧倒的な軍事的支配力にさらされた南ドイツ諸邦が自己保存の欲求および領土拡大の野心のためだけに対プロイセン・対オーストリア戦争に協力するに至った時代状況の産物にすぎないと考えられてきた。それゆえ、政治史的文脈においてライン同盟に言及することはあっても、国制史的・憲法史的視点からライン同盟規約を検討することは、これまで殆どなされてこなかったといえる。その意味において、シュック氏の論考は極めて貴重な先駆的業績と呼ぶに値するであろう。なお、同論考でも触れられているライン同盟公法論については、松本尚子『『ポリツァイブレッター』と『官房通信』—ライン同盟公法論における行政（法）専門誌の役割』『北大法学論集』50巻1号（1999年）、1—48頁がある。

ライン同盟規約のうち特に重要と思われる条項は、神聖ローマ帝国との訣別（第2、3条）、同盟議会の開催（第6、9～10条）、基本法の制定（第11条）、ナポレオンの法的地位（第12条）、加盟諸国の主権（第26条）、陪臣の特権（第27、28条）、フランスとの軍事同盟（第35～38条）などであるが、その他にも第24条に代表される膨大な一円化・陪臣化の関連規定が眼を惹くであろう。

訳者としては、ライン同盟規約へのアクセスを容易にすることで、この興味深いテキストに関するさらなる研究の発展を期待しようと思う。本格的な研究に際してフランス語原文および複数のドイツ語同時代訳文を利用すべきことは当然であるが、高度で先端的な研究を支えるべき裾野の広がり进行を考えると、関連分野の研究者に対して日本語で概要を知る術を提供することも、あながち無意味とは言えない。よって、ここにライン同盟規約全文の試訳を掲載する次第である。

邦訳の底本としては、ヴィンコップ (P. A. Winkopp) による1808年のフランクフルト版に依拠した Rheinbunds-Akte vom 12. Juli 1806, in: Texte zur deutschen Verfassungsgeschichte, hrsg. von Gunter Dürig u. Walter Rudolf, München 1996, S. 1-9 を使用した。フランス語原文ではなくドイツ語同時代訳文を底本とした点については、あくまでも試訳ということでご容赦いただければ幸いである。

フランス皇帝陛下にしてイタリア国王陛下と、バイエルン及びヴェルテンベルクの諸国王陛下、大宰相選帝侯殿下、バーデン選帝侯殿下、ベルク及びクレーフェ公殿下、ヘッセン＝ダルムシュタット方伯殿下、ナッサウ＝ウジンゲン及びナッサウ＝ヴァイルブルク、ホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン及びホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン、ザルム＝ザルム及びザルム＝キールブルク、並びにイーゼンブルク＝ビルシュタインの諸侯殿下、アーレンベルク公殿下、リヒテンシュタイン侯殿下及びライエン伯殿下は、一致して、従来及び近時の経験からドイツの国制がもはや何の保障もなしえない南ドイツの対外的及び対内的平和を確保することを決意し、それぞれ全権大使を任命した。

これらの全権大使は、相互に全権を告知した後、以下の諸条項について合意した。

第1条 バイエルン及びヴェルテンベルクの諸国王陛下、大宰相及びバーデンの諸選帝侯殿下、ベルク及びクレーフェ公殿下、ヘッセン＝ダルムシュタット方伯殿下、ナッサウ＝ウジンゲン及びナッサウ＝ヴァイルブルク、ホーエンツォレルン＝ヘッヒンゲン及びホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン、ザルム＝ザルム及びザルム＝キールブルク、並びにイーゼンブルク＝ビルシュタインの諸侯殿下、アーレンベルク公殿下、リヒテンシュタイン侯殿下、ライエン伯殿下の諸国家は、永遠にドイツ帝国から分離し、独自の盟約によって「ライン同盟」の名のもとに結合する。

第2条 前条に掲げる王侯伯並びにその臣民及び諸邦の全体ないし一部に従来適用されこれらを拘束してきた全てのドイツ帝国立法は、今後、当該の王

侯伯並びにその臣民及び国家に関して、無効であり何らの効力も持たない。但し、一八〇三年の協定で国家債権者及び年金生活者に保障された諸権利並びに同協定第三九条のライン河川航行規則に関する規定は除外され、今後も完全に有効である。

第3条 全ての盟約せる王侯は、ドイツ帝国との関係を示す全ての称号を放棄し、翌八月一日付で帝国議会上にドイツ帝国からの離脱を通告するものとする。

第4条 マインツ選帝侯殿下は首座侯閣下の称号を得る。

但し、首座侯の称号は、全ての盟約者が享受すべき完全なる主権に対して、何ら優位を示すものではない。

第5条 バーデン選帝侯殿下、ベルク及びクレーフェ公殿下、ヘッセン＝ダルムシュタット方伯殿下は、大公の称号を得、王位に準ずる諸権利、名誉、特権を享受する。大公の順位と優位は、本条に掲げる順序による。ナッサウ家の長は公の称号を、ライエン伯は侯の称号を得る。

第6条 同盟諸国の共通利害は、フランクフルトに設置され、王院及び侯院の二院で構成される同盟議会で協議する。

第7条 諸侯は、本同盟に属さない全ての勢力から自立せねばならない。諸侯は、いかなる種類の奉仕であれ、加盟諸国及び本同盟との同盟諸国に対してのみなしうる。すでに他勢力に奉仕し、かつそれを継続しようとする諸侯は、子息のうち一名を自己の侯国に残さねばならない。

第8条 本同盟に属する君侯が自己の主権の全部ないし一部を移譲することは、加盟諸国の利益のためにのみ認められる。

第9条 加盟諸国の間で生ずる全ての紛争は、フランクフルトの同盟議会で解決される。

第10条 同盟議会の議長は、首座侯閣下とする。二院の一方だけで事案を審議すべき場合、閣下を王院議長とし、ナッサウ公を侯院議長とする。

第11条 同盟議会ないし各院の招集時期、招集方式、審議事項、並びに議決及び実施の方式は、基本法により規定される。基本法は、レーゲンスブルクでの告示後一月以内に首座侯閣下により提案され、同盟諸国により批准されねばならない。侯院構成員の位階は同基本法により確定される。

- 第12条 フランス皇帝陛下は、同盟の庇護者としての地位を有し、この地位に基づいて首座侯の死去にあたり継承者を任命する。
- 第13条 バイエレン国王陛下は、ヴェルテンベルク国王陛下に所領ヴィーゼンシュタイクを譲渡し、同陛下がブルガウ方伯領及びヴィプリンゲン大修道院領に関して保有し主張してきた諸権利を放棄する。
- 第14条 ヴェルテンベルク国王陛下は、ボンドルフ伯領、都市プロインリンゲン、ブリガッハ右岸地域を含む都市ヴィリンゲン、及びドナウ右岸の同名区域を含む都市トゥットリンゲンを、バーデン大公殿下に譲渡する。
- 第15条 バーデン大公殿下は、ビーベラッハの都市と地域を、ヴェルテンベルク国王陛下に譲渡する。
- 第16条 ナッサウ大公殿下は、ドイツ (Deutz) の都市及び地域、ケーニヒスヴィンターの都市及び区域、並びに区域ヴィリッヒを、ベルク及びクレーフェ大公殿下に譲渡する。
- 第17条 バイエレン国王陛下は、ニュルンベルクの都市及び領域並びにローア及びヴァルトシュテッテンの諸ドイツ騎士団領を自己の諸邦に統合し、完全なる所有権及び主権をもって領有する。
- 第18条 ヴェルテンベルク国王陛下は、バイエレン国王陛下から譲渡された所領ヴィーゼンシュタイク、バーデン大公殿下から譲渡された都市ビーベラッハ及び同附属地域、都市ヴァルトゼー、シェルクリンゲン伯領、カプフェンベルクないしラオホハイムの修道院管区、(アッハベルク及びホーエンフェルスの諸所領を除いた) アルシュハウゼンの修道会管区、並びにヴィリンゲン大修道院領を、完全なる所有権及び主権をもって自己の諸邦に統合する。
- 第19条 バーデン大公殿下は、ヴェルテンベルク国王陛下から譲渡されたボンドルフ伯領、プロインリンゲン、ヴィリンゲン及びトゥットリンゲンの諸都市及び第一四条に規定する附属地域を自己の諸邦に統合し、完全なる所有権及び主権をもって領有する。

殿下は、ハイタースハイム侯領及び本規約により殿下の領有に帰すべき全ての附属地域を、完全なる所有権をもって領有する。

同様に、殿下は、ポイッゲン及びフライブルクの諸ドイツ騎士団領を完全なる所有権をもって領有する。

第20条 ベルク大公殿下は、ナッサウ大公殿下から譲渡された都市ドイツ及び附属地域、ケーニヒスヴィンターの都市及び区域、並びに区域ヴィリッヒを、完全なる所有権及び主権をもって領有する。

第21条 ヘッセン＝ダルムシュタット大公殿下は、フリートベルク城伯領を自己の諸邦に統合し、現城伯の存命中は主権のみをもって、その死後は加えて完全なる所有権をもって領有する。

第22条 首座侯閣下は、フランクフルトの都市及び附属地域を自己の諸邦に統合し、完全なる所有権及び主権をもって領有する。

第23条 ホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン侯殿下は、アルシュハウゼンの修道会管区にかつて属したアッハベルク及びホーエンフェルスの諸所領、クロスターヴァルド及びハプシュタールの諸修道院を、完全なる所有権及び主権をもって領有する。

殿下は、現在の所領内または本規約によって主権が及ぶべきドナウ北岸に位置する諸騎士領すなわちガメルディングゲン及びヘッティングゲンの諸所領を、主権をもって領有する。

第24条 バイエレン及びヴェルテンベルクの諸国王陛下、バーデン、ベルク及びヘッセン＝ダルムシュタットの諸大公殿下、首座侯閣下、ナッサウの大公及び侯殿下、ホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン、ザルム＝キールブルク、イーゼンブルク＝ビルシュタインの諸侯殿下、並びにアーレンベルク公殿下は、全ての主権的諸権利を行使するものとする。

バイエレン国王陛下は、シュヴァルトツェンベルク侯領、カステル伯領、シュベックフェルト及びヴィーゼンタイドの諸所領、アンスバッハ辺境伯領及びローテンブルク地域の内部に位置するホーエンローエ侯領すなわちシリングスフェルスト及びキルヒベルクの諸区域、シュテルンシュタイン伯領、エッティングゲン侯領、ノイブルク侯領の北側に位置するトゥルン及びタクシス侯の諸所領、エーデルシュテッテン伯領、フッガー侯伯の諸所領、ヴィンターリーデン城伯領、並びにブーフハイム及

びタンハウゼンの諸所領について、さらにメミンゲンよりリンダウに至る軍道の全体について。

ヴェルテンベルク国王陛下は、トゥルッフゼス＝ヴァルトブルク侯伯の諸所領、バイント、エグロフス、グッテンツェル、ヘークバッハ、イスニ、ケーニヒスエック＝アウレンドルフ、オクセンハウゼン、ロート、シュッセンリート及びヴァイゼナウの諸伯領、ミーティンゲン及びズルミンゲン、ノイ・ラーフェンスベルク、タンハイム、ヴァルトハウゼン及び所領ハーグナウを除くヴァインガルテンの諸所領、(ノイブルク侯領の北側及びシュトラースベルク所領及びオストラッハ区域を除く) トゥルン及びタクシス侯の諸所領、グンデルフィンゲン及びノイフラの諸所領、リムブルク＝ガイルドルフ伯領のうち陛下が領有しない諸地域、前項に掲げるものを除くホーエンローエ侯の全ての諸所領、並びにヤークスト左岸に位置する旧マインツ領クラウトハイム区域について。

バーデン大公陛下は、(グンデルフィンゲン、ノイフラ、トロホテルフィンゲン、ユングナウの諸所領及びドナウ左岸に位置するメスキルヒ区域を除いた) フュルステンベルク侯領、ハーグナウ所領、テンゲン伯領、クレットガウ方伯領、ノイデナウ及びビリッヒハイムの諸区域、ライニンゲン侯領、マイン左岸に位置するレーヴェンシュタイン＝ヴェルトハイム侯伯の諸所領のうちレーヴェンシュタイン伯領及びリムブルク＝ガイルドルフのレーヴェンシュタイン伯に属する部分並びにホイバッハ、プロイベルク、ハービッツハイムの諸所領を除く諸地域、並びにヤークスト北岸に位置するザルム＝ライファーシャイト＝クラウトハイム侯の諸所領について。

ベルク大公陛下は、リムブルク＝シュティルム、ブルック、ハルデンベルク、ギムボルン＝ノイシュタット及びヴィルデンベルクの諸所領、ホムブルク、ベントハイム、シュタインフルト及びホルストマールの諸伯領、ローツ公の所領、ジーゲン、(ヴェーアハイム及びブルバッハの区域を除く) デイレンブルク及びハーダマールの諸伯領、ヴェステルブルク、シャーデック及びバイルシュタインの諸所領、並びにルンケル所

領のうちラーン右岸に位置する本来の部分について。同様にクレーフエ公領と上に掲げる北方の諸所領との交通について、殿下はザルム侯の諸邦を通る街道を自由に使用しうる。

ダルムシュタット大公殿下は、プロイベルク及びホイバッハの諸所領について、ハービッツハイム所領ないし区域、エルバッハ伯領、イルベンシュタット所領、ケーニヒスシュタイン伯領のうちシュトルベルク＝ゲデルンに属する部分、並びにリーデゼル男爵の諸所領で殿下の諸邦に囲まれるか隣接する地域すなわちラウターバッハ、シュトックハウゼン、モース及びフライエンシュタインの諸裁判区について、ホーエンゾルムス及びブラウンフェルス及びグライフェンシュタインの諸区域を除くヴェッテラウにおけるゾルムス侯伯の諸所領について、ヴィトゲンシュタイン及びベーレブルクの諸伯領について、並びにヘッセン＝ダルムシュタット家の系統がその名を冠した采地を領有するヘッセン＝ホンブルク区域について。

首座侯閣下は、マイン右岸に位置するレーヴェンシュタイン＝ヴェルトハイム侯伯の諸所領について、及びリーネック伯領について。

ナッサウ＝ウジンゲン大公及びナッサウ＝ヴァイルブルク侯殿下は、ディーロドルフ、アルテンヴィード及びノイエブルクの諸区域、ニーダー＝イーゼンブルク伯領のうちヴィード＝ルンケル侯に属する部分について、ヴィード＝ノイヴィード及びホルツアプフェルの諸伯領について、シャウムブルク所領について、ディーツ伯領及びその従属地域について、ミュンツフェルデン村のうちナッサウ＝フルダ侯に属する部分について、ヴェーアハイム及びブルバッハの諸区域について、ルンケル所領のラーン左岸に位置する部分について、クランツベルク騎士領について、並びにホーエンゾルムス、ブラウンフェルス及びグライフェンシュタインの諸区域について。

ホーエンツォレルン＝ジグマリンゲン侯殿下は、トロホテルフィンゲン、ユングナウ、シュトラースベルクの諸所領について、オストラッハ区域及びメスキルヒ所領のドナウ左岸に位置する部分について。

ザルム＝キールブルク侯殿下は、ゲーメン所領について。

イーゼンブルク＝ビルシュタイン侯殿下は、本規約が彼の系統の采有者たる伯の彼に対する請求理由とならぬよう、イーゼンブルク＝ビュディンゲン、ヴェヒタースバッハ及びメーアホルツの諸伯領について。及びアーレンベルク公殿下は、デュルメン伯領について。

第25条 盟約に参加した王侯は全て、自己の所領に含まれる騎士領を完全なる主権をもって領有する。二つの盟約国間に位置する騎士領の主権に関しては、これら両国の間で可能な限り均等に、かつ細分化や地理的混和が生じないように、分割されねばならない。

第26条 主権的諸権利とは、立法、上級裁判権、高位ポリツァイ、軍事的徴募及び課税権である。

第27条 現時に統治する侯伯は、家産的及び私的所有物として、現時に領有する全ての御料地を例外なく保持する。本質的に主権の一部を構成しない全ての支配的及び封建的諸権利、とりわけ中級及び下級の民刑事裁判権、森林裁判権及びポリツァイ、狩猟及び漁労権、鉱山及び鍛工場、十分の一税、封建的地代、教会保護権並びにその他当該の御料地及び諸権利から生ずる収入についても同様とする。

彼らの御料地及び所領は、本規約が主権者と定めた家門の公子の所領及び御料地と、公課に関して対等でなければならない。当該家門の公子が不動産を持たない場合、彼らの御料地及び所領は、最も特権的な階層のそれと対等でなければならない。

これらの御料地及び諸権利は、彼らが主権者たる君侯に事前に申し込んだ場合を除き、同盟に属さない主権者に対して売却その他の方法で譲渡してはならない。

第28条 刑事事件において、現時に統治する侯伯及びその継承者は、仲裁裁判すなわち同身分者による裁判を受ける権利を有する。いかなる場合であれ彼らの所領の没収が宣告され執行されてはならない。但し収入に関しては、有罪を宣告された者の生存中に限り差押えることができる。

第29条 同盟諸国は、現時のクライス債務につき、現時の所領だけでなく、本規

約によって各自の主権に服することになる地域に関しても、支払うものとする。

シュヴァーベン・クライスの債務は、バイエルン及びヴェルテンベルクの諸国王陛下、バーデン大公殿下、ホーエンツォレルン＝ヘッティングン及びジグマリンゲンの諸侯殿下、並びにリヒテンシュタイン及びライエンの諸侯殿下の負担とし、シュヴァーベンにおける爾後の所領に応じて分割する。

第30条 盟約国の主権に服することになる侯領、伯領及び所領の個別債務は、当該国と現時に統治する侯伯との間で、主権者が得る収入及び上述の規定により侯伯に留保される収入に応じて分割されねばならない。

第31条 現時に統治する侯伯及びその継承者は、自己の望む場所に居所を定める自由を保持する。但し、いかなる権利にも公課にも服さず収入ないし資本が得られるように、ライン同盟の加盟諸国ないし同盟諸国または当該同盟地域外に存する自己の主権に属する所領に居住せねばならない。

第32条 侯領、伯領及び所領の公的行政において雇用される個々人のうち、本規約の効力により盟約各国の主権に服し、かつ主権者がその勤務を維持する必要を認めない者は、国家の法令により当該等級の国家官吏に保障されるのと同等の恩給を受けるものとする。

第33条 騎士団ないし修道会の構成員は、本規約により所領を失うか世俗化されるが、従来の収入、位階及び年齢に応じて、従来用益権者であった土地を担保として終身の年金を受けけるものとする。

第34条 盟約せる国王、大公、公及び侯は、盟約せる他の同盟諸国が現時に領有するか本規約によって領有すべき所領に対して、自己及びその継承者が保有し請求しうる全ての既得権を放棄する。これらの既得権が及びうる地域、御料地及び所領を、主権者として現時に領有するか本規約により領有すべき家門ないし系統が断絶した場合に限り、暫定的継承権のみが留保される。

第35条 フランス帝国とライン同盟諸国は、一方当事者が遂行するあらゆる大陸戦争が直接に全ての他方当事者の共通事項となるように、総体的及び個

別的に同盟を締結せねばならない。

第36条 この同盟に属さない近隣国が武装する場合、同盟を締結する諸国はともに、同盟国大臣がフランクフルトで行うべき要請に応じて武装し、不意の攻撃に備えねばならない。

同盟各国に課される分担兵力は四隊に分割され、動員すべき部隊数は同盟議会が決定する。但し、皇帝陛下及び諸国王陛下が同盟各国に対して召集を行うまで武装してはならない。

第37条 バイエルン国王陛下は、アウグスブルク及びリンダウの両都市を、前者は砲兵部隊施設を設置して常時給養するため、後者は予備として用いる十分な銃及び弾薬の備蓄を確保するため、城砦化せねばならない。同様に、アウグスブルクにパン工場を設置して、備蓄用の乾パンを焼かせ、戦時に軍隊が足止めなく進軍できるようにせねばならない。

第38条 同盟各国は戦時に以下の兵力を分担する。

フランスは全兵種で二〇万人、バイエルン王国は全兵種で三万人、ヴェルテンベルク王国は一万二千人、バーデン大公は八千人、ベルク大公は五千人、ダルムシュタット大公は四千人、ナッサウ公及び侯は他の同盟諸侯と合わせて四千人の兵力を分担する。

第39条 同盟諸国は、共通利益に適う限りで、将来的に他のドイツ諸侯及び諸国を新規に加入させる権利を留保する。

第40条 本規約の批准は本年七月二五日にミュンヘンで行われる。以上の規約は一八〇六年七月一二日にパリで合意された。